



2020.2 No. 79

【発行】JAM京滋 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 京都労働者総合会館5F
TEL(075) 841-8251 / FAX (075) 811-8220
Email : jam-union_keiji@labor.or.jp (名称:ジヤム京滋)

あなたの知人、友人が組合のない所で働いていませんか、組合結成の相談は

JAM京滋
075-841-8251

第13回地方委員会開催!!

春闘方針可決される。各労組は2020年春闘本格稼働へ!!

統一回答指定日 3月10日(火)・3月11日(水)



脚本執行委員長代表挨拶

1月25日に滋賀県教育会館に於いて開催されたJAM京滋第13回地方委員会で、2020年春闘方針及び第25回参議院選挙総括が可決された。同日2020年度政治連盟総会も開催され、活動計画等を確認し、その後、国民民主党泉政調会長による講演会が行われた。

2020年春季生活闘争方針(抜粋)

▶基本的な考え方

すべての単組は、賃金の「底上げ」「底支え」「格差是正」に向け、賃金の絶対額を重視した取り組みを追求する。自らの賃金水準のポジションを確認した上で、JAM一人前ミニマム基準・標準労働者要求基準に基づき、あるべき水準を設定し要求する。

1. 個別賃金要求基準

(1)JAM一人前ミニマム基準 (2)JAM標準労働者要求基準 (3)JAM京滋の標準労働者要求基準 (4)金属労協要求基準

2. 平均賃上げ要求基準

連合方針の賃金引き上げ目安を踏まえ、未組織労働者も含めた春闘相場の波及をめざし、平均賃上げ要求基準をJAMの賃金構造維持分平均4,500円に6,000円を加え、10,500円以上とする。

3. 一時金要求

家計における教育費、住宅ローンをはじめとする経常的な支出を担う度合、将来に対する備え(貯蓄)など、一時金の必要性に留意し、生活防衛の観点から、一時金水準の確保・向上をめざし、要求基準を次の通りとする。

(1)年間5ヶ月基準または半期2.5ヶ月基準の要求とする。(2)最低到達基準として、年間4ヶ月または半期2ヶ月とする。

4. あるべき「働き方」と「暮らし方」をめざした労働条件整備と雇用環境整備の取り組み

(1)JAM労働時間指針に沿った労働時間に関する取り組み(2)高齢者雇用の取り組み(3)多様な人材への対応の取り組み

5. 政策・制度要求について

「価値を認めあう社会へ」の実現に向けた環境整備など、政策・制度要求を運動の両輪として展開していく。

みんなの声を聴かせて・・・
JAM組合員Webアンケートを実施中

1. 調査対象 JAM構成組合全組合員
2. 実施期間 2020年3月31日(火)まで
3. インターネット・スマートフォンでの回答

URL:<https://labour-research.org/limesurvey2/index.php/311449?lang=ja>



QRコード

JAMでは、組合員の皆様の意識や考え方をお伺いしJAMの活動をさらに充実させる事を目的として5分程度で完了するWebアンケートを実施しています。ご協力をお願いします。

※個人・労働組合が特定されることはありません。
※お問い合わせ先: JAM組合員webアンケート担当者
TEL 03-3451-2650



End:3/31

核兵器廃絶1000万署名展開中!!

核兵器はいらない!

世界で唯一の戦争被爆国である 私たちの願いを日本政府と国連に!!



1月の各地協・専門委員会行事



中部、南乙訓地区協春闘学習会



洛南地区協旗開き



北部地区協旗開き



湖北地区協旗開き



大津・湖南地区協旗開き



甲賀地区協旗開き



青年協会会ウィンターセミナー